

令和2年度 文教委員会資料⑨

【議案第184号】

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの指定管理者の指定について

資料 管理を行わせる公の施設の概要等

市 民 文 化 局

(令和2年11月18日)

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1)名称	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム
(2)所在地	川崎市多摩区長尾2丁目8番1号
(3)設置条例	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例
(4)設置目的	多摩丘陵の恵まれた自然の中で、川崎市ゆかりの漫画家藤子・F・不二雄氏の作品の展示等を通じて、当該作品に込められたメッセージを子どもをはじめとするすべての世代に伝えることにより、市民の文化芸術活動の振興及び本市の魅力の増進に寄与するため、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムを設置する。
(5)施設の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・藤子・F・不二雄の作品、資料等（以下「作品等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 ・作品等に関する調査及び研究並びに情報の提供に関すること。 ・博物館、美術館その他の関係機関との連携に関すること。 ・その他施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。
(6)現在の管理者	株式会社藤子ミュージアム
(7)現在の管理運営費	64,426千円 (現在の指定管理料の平均年額。平成23年度を除く。)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	株式会社藤子ミュージアム
所 在 地	東京都新宿区西新宿6丁目22番1号
代表者名	代表取締役 伊藤 善章
設立年月日	平成20年4月4日
資本の額	1億円
従業員数	8名
設立目的	<p>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 博物館の管理運営業務</p> <p>(2) 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設の管理運営受託業務</p> <p>(3) 漫画著作物と映像の企画制作、監修及び管理業務</p> <p>(4) 著作権、商標権、意匠権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理業務</p> <p>(5) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>
決 算 (令和元年度)	<p>(令和元年度 単位：千円)</p> <p>総収入 910,867千円</p> <p>総支出 852,400千円</p> <p>当期損益 58,467千円</p>

3 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
ミュージアムの企画 展示に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・藤子・F・不二雄の作品の原画、写真、書籍、ゆかりの品、映像等の収集・保管事業 ・藤子・F・不二雄の作家性、人物像や作品の生まれた背景等の調査研究事業 ・生原画の迫力、生原画ならではの気づきがある展示や親子で楽しめる体験装置等の設置、フォトスポットとしても楽しめるキャラクターの造形物の設置、映像展示等、展示・公開事業 ・関係会社等と連携した広報・宣伝事業 ・他の博物館及び美術館等との連携事業 ・地域との連携・地域貢献
ミュージアムの施設 運営に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムの基本理念に掲げられた「ホスピタリティ」の考えに基づく、全ての方々に配慮の行きとどいた心地よいミュージアムの実現に向けた施設運営
ミュージアムの維持 管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者の安心、安全、快適性を確保した効果的かつ効率的な施設の維持管理（再委託）

6 収支計画

(単位：千円)

項目		金額（消費税及び地方消費税を含む。）						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
指定 管理 事業	収 入	424,496	424,496	424,496	439,587	439,587		
	指定管理料	155,040	155,040	155,040	155,040	155,040		
	入 館 料	269,451	269,451	269,451	284,542	284,542		
	その他の収入	5	5	5	5	5		
	支 出	437,772	437,972	457,135	457,353	459,709		
自主事業収支		79,783	79,783	79,783	82,959	82,959		
合計収支		66,507	66,307	47,144	65,192	62,837		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		合 計
指定 管理 事業	収 入	439,587	439,587	439,587	439,587	439,587		4,350,595
	指定管理料	155,040	155,040	155,040	155,040	155,040		1,550,400
	入 館 料	284,542	284,542	284,542	284,542	284,542	2,800,145	
	その他の収入	5	5	5	5	5	50	
	支 出	479,262	469,262	469,262	469,262	469,262	4,606,253	
自主事業収支		82,959	82,959	82,959	82,959	82,959	820,061	
合計収支		43,283	53,283	53,283	53,283	53,283	564,403	

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの指定管理予定者の選定結果について

1 申請状況

申請団体：1 団体 株式会社藤子ミュージアム

※申請団体について

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例第4条第2項において、川崎市が指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ法人等を市が指名することとされ、その指名においては、市と株式会社藤子・F・不二雄プロ及び藤本正子氏（以下「藤子プロ等」という。）との間で締結した「(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアムの整備に向けた覚書」第5条第1項において、市と藤子プロ等が協議することとしている。

同項に基づく協議を踏まえ、市は、株式会社藤子ミュージアムに対し、条例第4条第2項に基づく指名を行い、同社から事業計画書等の申請書類が提出された。

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例第4条【抜粋】

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体（次項において「法人等」という。）であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にミュージアムの管理を行わせる。

- (1) ミュージアムの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、ミュージアムの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったミュージアムの管理を安定して行う能力を有すること。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、法人等を指名するものとし、その指名を受けた法人等は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアムの整備に向けた覚書 第5条【抜粋】

(ミュージアムの管理運営等)

第5条 甲（市）は、甲乙協議の上、乙（藤子プロ等）が指名する法人を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。

2 甲は、予算の定めるところにより、指定管理者に対し、指定管理委託料を支払う。

【経過】

令和2年7月 2日 覚書 第5条第1項の協議

令和2年7月17日 株式会社藤子・F・不二雄プロ及び藤本正子氏から法人の指名

令和2年8月28日 条例第4条第2項の規定に基づく指名及び申請要領等の交付

2 川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会藤子ミュージアム部会委員

新井 努（公認会計士）

垣内 恵美子（政策研究大学院大学教授）

佐藤 敦子（高崎経済大学経済学部准教授）

前田 成東（東海大学政治経済学部教授）

本杉 省三（日本大学理工学部名誉教授）

3 選定理由

- (1) 現指定管理者として行ってきた強力なコンテンツを活かした事業実績が評価でき、今後も本市の魅力向上に寄与する施設運営が期待できること。
- (2) 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムに対する強い熱意があるとともに、展示企画等において質の高い事業提案であり、管理運営を行うのにふさわしいものであること。
- (3) 藤子プロとあらゆる場面で連携し、藤子プロが有する資源を活用することで、更なる効果的な事業展開が期待できること。

以上のことから、当該事業者を指定管理予定者として選定した。

4 審査結果（※基準点900点以上）

選定基準	配点	株式会社 藤子ミュージアム
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	600点	470点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	400点	286点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	225点	161点
④申請団体自身についての評価	150点	123点
⑤申請団体の取組	125点	79点
⑥実績評価点（標準を0点として、加減点）	—	108.3点
合計	1,500点	1227.3点

5 提案額

指定期間総額 1,550,400千円（10年間）